

Title	古代英国経済史考断片
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1926
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.20, No.1 (1926. 1) ,p.103- 110
JaLC DOI	10.14991/001.19260101-0103
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260101-0103">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19260101-0103</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 古代英國經濟史考斷片

野村 兼太郎

古代英國經濟史を研究する上に生ずる困難はすべての國の古代を調査する時に起るところのものと全く同一である。確實なる文獻の欠如から勢ひ多くの推定憶測を恣まゝにする。然し傳説と歴史とを截然と區別せんと欲するならば、否區別しなければならぬのであるから、不確實なる文獻に依つて材料を組上げることが必ず絶対に避けなければならぬことである。従つて Tacitus や Strabo の斷片的敘述に依つて羅馬の征服以前の英國を描くことは藝術的創作の一種として興味あるものではあるが、未だ嚴格なる意味に於ける歴史を語るものとは云へない。勿論如何に多くの確實なる資料があるとしても、なほこれがある歴史家に依つて一の歴史として描かれる時は、多少の差違はあるけれども、藝術的分子を含まざるを得ないと思ふ。然しこゝでは是等の議論を述べようとは思はない。要するに我々が比較的確實に知り得ると考へる時代にその研究の端緒を起して、それ以前に對しては他の歴史補助の諸學科の研究を俟つてこれを論ずるのが最も至當であり、且亦古代史研究の種々なる困難を避けることが出来る唯一の方法であらう。古代史研究の興味に誘惑されて憶説を樹てることは吾人の組し得ざるところである。

然らば英國經濟史に就いて比較的確實に知り得ると考へられるのは何時の時代であらうか。ノル

マン人の英國征服以前に就いても吾人は多くの遺物や傳説を興へられ、又多少の文獻がなくはない。殊にかの有名なる *Domesday Book* の中には征服以前の社會状態に關する材料が多く興へられてゐる。然し大體に於いて英國經濟史は是をノルマン人の征服前後即ち紀元十一世紀から始めるのが *Sir W. Ashley* も云へるが如く最も安全なる方法であると思ふ。即ちこの時代から始めて比較的確實性を以つてその社會状態を論究することが出来ると思ふのである。それも一ツには確實なる當時の資料として *Domesday Book* が存在してゐるからである。それ以前の古代英國經濟史研究に於いても本書は最も重要なものである。

然し吾人はそれ等の困難にも拘らず十一世紀以前の英國經濟状態を出来るだけ明かにしようとする者である。以下その時代に關する先覺の研究を二三補綴して紹介しようと思ふのである。

### 一、宗教團體と土地所有

英國に於いて土地所有權が如何云ふ風に分かれてゐたか。と云ふ問題は興味ある問題である。吾人は大體四種類に分制することが出来る。第一は一般人民の共同所有地、第二は國王の所有に屬するもの、第三は僧院その他の宗教的團體の所有地、第四は私人的所有地である。勿論かく分類するもの、私人に屬するものは恐らく第一の共同所有地から發生したものであらうと推測することは出来る。兎に角是等四ツのもの、中宗教的團體の所有に屬するものに就いて *J. M. Kemble* の記述は吾人に最も興味を興へるものである。何となれば宗教團體の土地所有發達は又宗教的都市の起源を

*Tarsus* の *Theodore* が紀元六六八年 *Catherbury* の大正に任命せられ英國教會に大なる影響を興へるに到つたが、それ以前には宗教團體の土地所有に關し記録の微すべきもの殆どなく何等明確なる斷定を下すことは出来ない。然し初期の傳導者は大部分 *monks* であつたが、後に *Augustine* が五九七年渡來するに際し多くの *cleric* を伴つた、かくてこゝに寺院その他の宗教團體の根據地が生ずるに到つた。*Kemble* に從へば是等が最初の中心地であつて、そこから僧侶が近隣の村や都會を訪ね、救ひの福音を説いた。日常用品の必要、各人の安全、仕事の困難危險と共に相互扶助、一致協同、是等はすべて彼等の生活の修道的なるに有利な動機を興へたのである。(Kemble, *The Saxons in England*, Vol. II. 4145) 然しそれ等の共同生活が修道的なる限りそれは恐らく都會を形成するには到らなかつたし、又土地所有も殆ど問題にならない程のものと思像される。然るに宗教が擴く傳播されるに從つて各地方殆どすべて宗教的建造物を有するやうになつた。即ち羅甸作者の豊富なる語彙を以つてすれば *fauna*, *delubrum*, *sacellum* 及び *templum* 等が數多建築されたのである。而して是が經營維持に就いても相當の保護を興へられたことは九世紀十世紀時代の諸王の法律に依つて明示されてゐる。例へば *King Edmund* の法律に教會修築に關し各僧正の責任を規定せる如きである。(Ancient Laws and Institutes of England; concerning Laws enacted under the Anglo-Saxon Kings from *Ethelbriht* to *Cnut*, etc., vol. I. p. 245) 従つて都市の宗教的起源は國王あるひは貴族の軍事的中心地と密接なる關係を有することは明瞭であらう。事實かくの如く布教が發達しない以前にあつても、異教徒の迫害を避けるため國王貴族の權力の下に參集したことは極めてあり得べきことであ

る。(Kemble, op. cit.) 宗教團體が土地を所有するに到る経路は種々あるだらう。即ちある時は是を購求し、ある時は遺贈、奉納等の形式のもとに獲得したものであるであらう。その中でも國王貴族の獻納は少なからざる部分を占めてゐたと想像される。故に都市の起源に於いて宗教的原因に基づくものはその大部分が是を尊崇保護する貴族國王の城廓若しくは邸宅の周圍に發生せるものに附隨してゐると云ふことが出来るだらう。而してかくの如き寺院僧團等が所有せる土地はノルマン人の征服以前に於いてすでに相當多數に上つてゐたと考へられる。

## II. Domesday Book 成就

前述せる如く Domesday Book は極めて有用なる文獻ではあるが、なほ全然その記述を全部そのまま信ずることは出来ないと思ふ。以下その理由の概略を述べよう。然しその前に本書の成立、性質等に就いて略述する必要があると思ふ。

一〇八五年の冬 William 征服王は Gloucester で即位した。その際彼の言に従ひ新領土の調査をなした結果が Domesday Book 及び Little Domesday Book の二卷である。後者は Essex, Norfolk, Suffolk の三州、前者は英蘭のその他の部分を調査したものである。征服王及びその幕下が何故にこの調査をなすに到つたか明確なる證據は發見し得ない。然し一般に新領土の納税力を調査する geld-book として考へられてゐる。かの Maitland の敘述に従へば次ぎの如くである。Domesday Book が法律集や法の條項でないことは云ふ必要がない。一般的の言葉で規定の如きものを述べてゐることは極めて稀である。さう云ふ場合でも常にその規則が例外的のもの、地方的慣習、又は特

權であつたと信ずべき原因が存してゐた。又 Domesday Book は稱號等の登録でもなく、又土地所有權制度を構成するすべての権利や事實の登記でもない。ある一つの大なる目的がその形式その本質を形成するやうに思はれる。即ちそれは a geld book (租税臺帳) である。(F. W. Maitland, Domesday Book and Beyond, p. 3)

Domesday Book の名稱に對する考證はすでに古く十五世紀の著者 Thomas Rudborne に依つて述べられてゐる。即ち彼の著 "Historia major de fundatione et successione ecclesie Wintoniensis." (Anglia Sacra, i. ed. by Henry Wharton) 中に審判の日 (the great Day of Judgment) のやうに何ものをも容赦しないから Domesday と呼ばれたのであると述べてゐる。(ibid. i. p. 257) (本書は一四五四年頃の著作であつて英國一般史である。之に對し Historia Minor があつた筈であるが今日では發見されなからぬ) 同一の説明は Dialogus de Scaccario の著者に依つて興へられた。(Madox, History of Exchequer, ii. p. 398) 然し是等は全然一の憶測に過ぎず確證がある譯ではない。要するに不明であることより外はなからぬ。John の時代の King's Court 及び Rotulus Wintoniae として知られた Edward 一世及び Edward 二世の時代には Court of Queen's Bench 及び Domesdei 又は Domesday と呼ばれるやうになつてゐたが何人も Edward 三世時代にはこの書を了解し得る者はなかつた。(Kelman, Domesday Book Illustrated, p. 245)

然らば如何なる點に於いて Domesday Book をそのまゝ信ずることが不可能であるかと云ふに、第一に當時の社會状態に比較して短日月の間に完成せんとしたためか、質問の方法に依つて間接調

查を行つたものであるから、多くの誤傳誤記を思はるゝ點のあるところである。故に Sir F. Pollock が Domesday Survey を訂正した Domesday Inquest を呼ぶ方が人を誤るゝところがないことは正當である。("A Brief Survey of Domesday." English Historical Review, vol. xi. p. 213) の點に關しては、Domesday Book 以前のものについてその臺本を稱せられ Inquisitio Comitatus Cantabrigiensis との比較は有用である。Hamilton の同書の翻刻は兩者が對照されてゐるから便利である。なほ右に關して Round の Feudal England に於いて細密な議論を述べてゐる。

第二に用語の一定してゐないことである。例へば土地の測定に、用ゐた言葉に hide, carucate, caruca 等があるが決して是等は一定量を示めてゐるものではない。(Stuart Moore, On the Study of Domesday Book.—Domesday Studies, Vol. I. p. 16) 勿論この點に關しても種々なる議論を惹起するだらうが、今日それ等の言葉の示めす面積を確實に計算することは用語の概念の相違と用語の區々であつたために殆ど全く不可能であると云へる。但し Domesday Book が今日殘存せる記録中最も重要なものであることは是等の僅な缺點があつてもなほ依然として變らない。唯吾人が Domesday Book を研究するに當つて是等の點を注意して置く必要があるところなのである。

### III Inquisitio Comitatus Cantabrigiensis.

前述の如く Domesday Book の Inquisitio Comitatus Cantabrigiensis とは極めて密接な關係があるから、この Round に從つて如何なるものであるかを簡単に紹介して置かう。

Philip Carteret Webb が Liber Eliensis を採つてゐた時偶然にも Cambridgeshire の調査、特に

hundreds に關する記録を發見したのである。彼の記述に依れば、この原本は皮紙であつて二つの縦の段に分かれたれ頁の両面に書かれたものである。Liber Eliensis と一緒に綴じられてあつた。而して七六頁から始まつて一一三頁に終つてゐる極めて明瞭に然し古い書體で書かれ、Survey (Domesday) の同時代ではなく、約 Henry 二世時代のものと思ふ。J. (Webbs, A Short Account of Daneland, with some further particulars relating to William the Conqueror's Survey, 1756, p. 26)

この書の史的價值は極めて重要である。Webbs に依つて發見され次第に他の學者にも認められるやうになつたのであるが、この原本が一緒に綴じられてゐた Liber Eliensis に就いて云へば是は Ely の僧侶 Thomas (約一一七四年頃死す) に依つて編纂され、後 Gale 及び Wharton に依つて Historia Eliensis の名稱の下に印刷されたものである。第一巻は四九九年頃より九七〇年頃まで、第二巻は一一〇七年まで、第三巻は一一六九年まで名稱の示めす如く Ely の歴史であるが又英國史に關して重要な文獻である。委しく知らんと欲する者は Dictionary of National Biography 中の Mary Bateson の "Thomas of Ely" の項、及び C. W. Stubbs, "Historical Memorials of Ely Cathedral" 等を参照するがよい。

Kelham などの著 "Domesday Book Illustrated (1788) に引用し、Sir Francis Palgrave などがこの調査原本の斷片が保存されてゐたことを事實をこの著 "The Rise and Progress of the English Commonwealth" (1832) 中に仄かしてゐる。然し Ellis の "Introductions to Domesday Book (1833) は全然無視され、又 Thomas Birch が (Domesday Book, p. 42) Sir Thomas Duffus Hardy も亦この

著 "Descriptive Catalogue of Manuscripts relating to the History of Great Britain and Ireland (1865)" に於いてこの古文書を全然不問に付してゐると云つてゐる。然し嚴密に云へば Hardy は Domesday 文書の脚註に於いてこの文書に就いて一言してゐる。然し有名なる H. A. Freeman は全然是を知らなかつたらし。Royal Society of Literature のために一八七六年この古文書を編纂せる N. H. S. A. Hamilton に依つて始めてその重要さを認めさせるやうになつたのである。

Inquisitio Comitatus Cantabrigiensis と Inquisitio Eliensis は區別しなければならぬ。前者は劍橋州に限られであるが、すべての種類の所有者の土地に就いて述べてあり、後者は數個の州、即ち Cambridgeshire, Hertfordshire, Essex, Suffolk, 及び Huntingdonshire 等に就いて述べてはあつたが然しそれは單に Ely の寺院の所有地のみに關するものである。この點に於いて局部的ではあるが I. C. C. の方が I. E. よりも重要である。屢々 Liber Eliensis を是等兩者と混同する恐れがあるが、すでに述べた如く Liber Eliensis は調査簿 (survey) ではない。

I. C. C. のやうに重要な所以は是が Domesday Book 作成に際してその原本となつたからである。但し今日發見された I. C. C. は眞の原本でなくしてその寫しであつてすでに述べた如く十二世紀の後半 Henry 二世の頃と推定されてゐる。なほ委しい議論に關しては Round の Feudal England の第一章 Domesday Book (三一一—四六頁) を参照すべきである。

(一九二五年十二月十一日稿)

## 社會科學の法則

武部 與 八郎

### 第一部(反省部分)

第一則 同じものに等しさものは相等し。

第二則 同じものに等しさものは相等しからず。

### 第二部(自覺部分)

第一則 部分は全體よりも小である。

第二則 部分は全體に等し。

第三則 部分は全體よりも大である。

二

社會科學の法則第一部第一則は、ユークリッド幾何學に於ける「平行線の公準」を數學上の一般的な言葉で表はしたものである。第一部第二則は、「ユークリッド幾何學に於ける平行線の公準の否定」。第二部第一則は、「サツケーリの鈍角の假設」。第二部第二則は、「サツケーリの直角の假設」。第二部第三則は、「サツケーリの鈍角の假設」を數學上の一般的な言葉で表はしたものである。「社會